

別紙

諮問第1570号

答 申

1 審査会の結論

「消防団員の異動報告書」外8件を一部開示とした決定において非開示とした部分のうち、別表3に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件開示請求に対し、東京消防庁消防総監が令和3年7月9日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、対象公文書として別表2に掲げる本件対象公文書1から4までを特定し、同表に掲げる本件非開示情報1から8までについて条例7条2号に該当するとして非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和3年9月15日に審査会に諮問された。

審査会は、令和4年1月31日に実施機関から理由説明書を收受し、同年2月21日（第198回第三部会）及び同年4月20日（第199回第三部会）に審議した。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結

果、以下のように判断する。

ア 特別区における消防団員に関する定めについて

地方公務員法（昭和25年法律第261号）3条3項5号では、「非常勤の消防団員及び水防団員の職」の職にある者を「特別職に属する地方公務員」とする旨定め、特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和24年東京都条例第63号）7条では、「消防団員は、非常勤とする。」と定め、それぞれ特別区における消防団員の身分について規定している。

また、同条例13条1項では、消防団員に対して支給する階級ごとの報酬の年額について定めており、同条3項1号では、年の途中において勤務しない期間がある場合に、その勤務した期間に応じて月割により計算した額の報酬を支給する旨定めている。

同条例を受け、実施機関では、特別区の消防団員の報酬及び費用弁償の支給に関する規則（昭和45年東京都規則第91号）において、消防団員の費用弁償の額並びに報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めることとしており、同規則3条各項において、報酬の月割計算について規定しており、同条1項3号において、報酬の支給期間中に勤務しない期間がある場合には、当該支給期間の月数から勤務しない期間の月数（月のうち勤務しない日が20日を超えるものに限る。）を減じた期間分の報酬を支給する旨定めている。

また、特別区の消防団員の報酬及び費用弁償の支給に関する規程実施要綱（平成21年3月26日防災部長依命通達。以下「要綱」という。）第7、1では、消防団員の報酬及び費用弁償の追給事案が発生したときは、消防団員管理システムにより「消防団員報酬・費用弁償追給計算通知書」を作成し、保管する旨定めている。

さらに、消防団関係事務における適正処理について（通知）（平成29年1月16日28防消第1079号消防団課長通知）では、特別区の消防団員に対する報酬・費用弁償の支給事務処理を適正に進めるため、消防団において1年以上にわたり全く活動していない団員（以下「活動未実施団員」という。）を把握し、当該団員に対し活動への参加指導を行うとともに、面談を行うなどして、活動していない理由、消防団活動への意欲の有無及び消防団員を継続していく意志の有無を確認し、その結果を「消防団員指導記録」に記録し、保存する旨定めている。

イ 本件非開示情報 1 から 8 までの非開示妥当性について

(ア) 審査請求人の主張

a 本件非開示情報 1 から 8 までについて

本件非開示情報 1 から 8 までは、いずれも消防団員の職務遂行に係る情報であり、これらの情報は条例 7 条 2 号ただし書ハに該当し、非開示情報に該当しない。

b 本件対象公文書 1 から 4 までについて

本件対象公文書 1 を見ると、分団、階級、氏名、種別、異動年月日及び備考の欄に分けられているが、例えば、入団・退団者数、階級別団員数等は開示されるべきで、少なくとも種別中の任命、退団、階級異動は開示されるべきである。

本件対象公文書 2 を見ると、指導対象者名及び指導者名を記載する欄があることから、開示された当該公文書は団員 1 名分であると推測できるところ、当該指導は指導を実施する立場の消防団員が職務上の地位及び権限に基づいて行った消防団の職務の遂行であって、身分取扱いに係る情報とはいえない。

本件対象公文書 3 については、いつ起案され追給されたものかは不明であるが、少なくとも 1 件は団員を休団へと異動させていたが、後に誤りが判明したため、正規の報酬を支払ったことが推測できる。このことから、団員の異動事項は開示される情報であることは明らかである。

また、団員の報酬は階級別に条例で定められており、これらについても非開示とする理由はない。

本件対象公文書 4 は、実施機関によると〇〇消防団に所属する特定の消防団員の休団に関する内容を時系列に沿って〇〇消防署員が任意に作成した文書であるとされ、仮に特定の消防団員に対し誤って休団入力をしていた事案に関する時系列であるとするれば、少なくともその理由や原因等は開示されるべきである。

(イ) 実施機関の説明

a 本件非開示情報 1 から 8 までの条例 7 条 2 号本文該当性について

(a) 本件非開示情報 1 について

本件非開示情報 1 には、以下の情報が記載されており、いずれも他の情報と照合することにより、特定の消防団員を識別することができることとなるものであるため、条例 7 条 2 号本文に該当する。

I 本件対象公文書 1 の「分団」欄には、特定の消防団員の所属する分団名が記載されている。

II 本件対象公文書 1 の「階級」欄には、特定の消防団員の階級が記載されている。

なお、特別区における階級別の消防団員数を見ると、その定員又は現員数が 1 名ではない階級があるため、階級によっては直ちに特定の消防団員を識別するには至らない場合もある。しかし、かかる理由によって定員又は現員数が 1 名の階級のみを非開示とすると、かえって、開示とした階級から非開示とした階級を推認し得る場合がある。このことから、その氏名等が慣行により公とされている消防団長以外の消防団員については、一律に階級を非開示としたものである。

III 本件対象公文書 1 の「異動年月日」欄には、特定の消防団員に異動の事実が生じた日が記載されている。

IV 本件対象公文書 4 の「題目」のうち、「分団名」が記載されている部分については、特定の消防団員が所属する分団名が記載されている。

(b) 本件非開示情報 2 について

本件非開示情報 2 は、特定の消防団員の氏名であり、これらの情報は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、いずれも条例 7 条 2 号本文に該当する。

(c) 本件非開示情報 3 について

本件非開示情報 3 には、以下の情報が記載されており、いずれも他の情報と照合することにより、特定の消防団員を識別することができることとなるほか、消防団員個人の人格に密接にかかわる情報も含まれており、これを公にすることにより個人の権利利益を害するおそれもあるものであるため、条例 7 条 2 号本文に該当する。

I 本件対象公文書 1 の「種別」欄には、特定の消防団員の異動の種別が記載されている。

II 本件対象公文書 1 の「備考」欄には、特定の消防団員の異動に係る期間その他の必要事項が記載されている。

(d) 本件非開示情報 4 について

本件非開示情報 4 のうち、「指導内容」欄には、指導者である消防団員が指導対象者である別の消防団員に対して指導した内容が、「備考」欄には、指導内容に対する指導対象者の対応等、消防団員の指導に係るその他の必要事項がそれぞれ記載されている。

これらの情報は、指導者及び指導対象者の個人の人格に密接にかかわる情報であることから、特定の個人を識別することはできないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例 7 条 2 号本文に該当する。

(e) 本件非開示情報 5 について

本件非開示情報 5 は、消防団員の報酬ないし費用弁償に係る追給の事実があった消防団員の団員番号（特別区の各消防団員に付与された識別用の通し番号）が記載されており、これらの情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例 7 条 2 号本文に該当する。

(f) 本件非開示情報 6 について

本件非開示情報 6 のうち、「報酬」欄には、特定の消防団員に本来支給すべきであった報酬額、既に支給された報酬額及び追給額が記載され、「合計金額」

欄には、報酬及び費用弁償の合計額が記載されており、当該欄に記載された報酬額を明らかにすることにより、当該報酬を支給された消防団員の階級が明らかになることとなる。

なお、本件対象公文書3に記載されている情報のうち「費用弁償」の金額については、「報酬」とは異なり、消防団員の階級に関係なく災害出場等の事実に対し、1回につき4,000円が支払われるものであるため、特定の消防団員を識別することはできず、条例7条2号の規定する非開示情報に該当しないため、当該部分を開示とした。

(g) 本件非開示情報7について

本件非開示情報7には、特定の消防団員に関する具体的な事実関係や当該消防団員への対応等が記載されている。

これらの情報は、当該消防団員等の各個人の人格に密接にかかわる情報であることから、特定の個人を識別することはできないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例7条2号本文に該当する。

(h) 本件非開示情報8について

本件非開示情報8には、特定の消防団員に対応した実施機関の職員の氏名、担当職務等が記載されており、氏名は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるほか、担当職務等についても、これを他の情報と照合することにより、当該消防団員を含む特定の実施機関の職員を識別することができることとなる。このため本件非開示情報8は、条例7条2号本文に該当する。

b 本件非開示情報1から8までの条例7条2号ただし書該当性について

(a) 本件非開示情報1及び3から7まで並びに同8（職員の氏名を除く。）について

審査請求人は、本件各非開示情報が、いずれも消防団員の職務遂行に係る情報であるとして、いずれも条例7条2号ただし書に該当し、開示すべきであると主張する。

しかし、条例にいう「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、東京都情報公開条例の施行について（通達）（平成11年12月20日11政都情第366号。以下「通達」という。）において、公務員が行政機関又はその補助機関として、その担任する職務を遂行する場合におけるその情報をいい、公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報などは「職務の遂行に係る情報」には当たらないとされている。

本件非開示情報1及び3から7まで並びに同8（職員の氏名を除く。）については、いずれも消防団員にとっては、その担任する職務を遂行する場合における情報ではなく、消防団員としての身分取扱いに関する情報であることから、条例7条2号ただし書ハには該当しない。

(b) 本件非開示情報2及び8（職員の氏名のみ）について

公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、条例7条2号ただし書イに該当するか否かにより、開示又は非開示の判断を行うべきものとされている。

実施機関の職員の氏名は、消防司令長以上の階級にある者が、その異動時に報道等により公にされる場合を除き、法令又は慣行により公にされている事情はない。

さらに、消防団員の氏名は、消防団長がその就任に当たり報道等により公にされる場合を除き、法令又は慣行により公にされている事情はない。

そして、本件非開示情報2及び8（職員の氏名のみ）は、いずれも消防司令長より下位の階級の実施機関の職員又は消防団長以外の消防団員の氏名であることから条例7条2号ただし書イには該当せず、同号ただし書ハにも該当しない。

(ウ) 審査会の検討

a 本件対象公文書について

審査会が、本件対象公文書1から4までを見分した結果は、以下のとおりである。

(a) 本件対象公文書1について

本件対象公文書1は、〇〇消防団において作成された6件分の「消防団員の異動報告書」であり、これらはいずれも休職又は休職解除とされた消防団員に関して、それぞれ異なる日付で作成されたものである。

また、本件対象公文書1には、休職又は休職解除とされた消防団員について、その所属する分団、階級、氏名、休職又は休職解除となった理由、休職期間等が記載されており、その作成日は、いずれも本件開示請求において請求された期間内のものである。

さらに、本件対象公文書1によって報告される消防団員の人数は作成日によって異なっており、複数人がまとめて記載されているものもあるが、1名のみ記載であるものも確認された。

(b) 本件対象公文書2について

本件対象公文書2は、〇〇消防団で作成された「消防団員指導記録」であり、指導の対象となった消防団員及び当該消防団員に対する指導を行う立場にある消防団員のそれぞれの氏名、当該指導の経過、措置等が記載されている。

(c) 本件対象公文書3について

本件対象公文書3は、要綱で定められた「消防団員報酬・費用弁償追給計算通知書」であり、追給の対象となった特定の消防団員の氏名、団員番号、追給額、追給理由等が記載されている。

(d) 本件対象公文書4について

本件対象公文書4は、「時系列関係」と記載された書面であり、特定の消防団員の休職に関する連絡の内容、対応の経過等が時系列に従って記載されているほか、当該消防団員の氏名及び所属分団並びに当該消防団員に対する連絡、対応等を行った職員の氏名、担当職務等の名称が記載されている。

b 本件非開示情報1から8までの非開示妥当性について

(a) 本件非開示情報1の非開示妥当性について

審査会が本件非開示情報1を見分したところ、〇〇消防団において休職又は休職解除となった消防団員の所属している分団名、階級及び休職の期間が記載されていることが確認された。

審査会が検討したところ、本件非開示情報1は、いずれも公にすることになると、実施機関が説明するように、対象公文書に記載された日付、消防団名等の情報と照合することにより、特定の個人を識別される可能性があるものと認められ、条例7条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

審査請求人は、本件非開示情報1が同号ただし書ハに該当する旨主張しているが、通達第7条第2号関係第1、11(1)では、「職務の遂行に係る情報」の趣旨について、公務員が行政機関若しくはその補助機関として「その担任する職務を遂行する場合におけるその情報をいう。」としており、通達第7条第2号関係第1、11(2)では、「公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報などは『職務の遂行に係る情報』には当たらない。」と定めている。

通達の趣旨を踏まえて審査会が検討したところ、本件非開示情報1は、いずれも休職となった特定の消防団員の身分の取扱いに関する情報であると認められることから、同号ただし書ハには該当しない。

また、その内容及び性質から、同号ただし書イ及びロにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1は、条例7条2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

(b) 本件非開示情報2の非開示妥当性について

審査会が本件非開示情報2を見分したところ、当該情報は、消防団長以外の消防団員の氏名であると認められ、当該情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別できる情報であることから、条例7条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

実施機関の説明によると、実施機関の職員の氏名については、消防司令長以上の階級にある者が、消防団員の氏名については、消防団長のみがそれぞれその異動時に報道等により公にされる場合を除き、いずれも法令又は慣行

により公にされていないとのことである。

この点を踏まえると、本件非開示情報２は、いずれも消防団長以外の消防団員の氏名であることから、同号ただし書イに該当しないものと認められる。

また、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の開示又は非開示の判断については、通達第７条第２号関係第１、１１（３）により、同号ただし書の規定により行うこととされていることから、本件非開示情報２は、同号ただし書ロ及びハには該当しない。

したがって、本件非開示情報２は、条例７条２号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

（ｃ）本件非開示情報３の非開示妥当性について

審査会が本件非開示情報３を見分したところ、特定の消防団員について、異動の種別、休職又は休職解除となった理由及び休職の期間に関する情報が記載されていることが確認された。

審査会が検討したところ、これらの情報を公にすると、実施機関が説明するように、異動報告書の作成日付、消防団名等の情報と照合することにより、特定の個人を識別される可能性があるものと認められる。

また、休職又は休職解除の理由及び期間については、当該休職又は休職解除となった特定の消防団員の仕事、病気、家庭の事情等にかかわる情報であり、これらの情報を公にすると、特定の個人が識別できない場合であっても、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

これらのことから、本件非開示情報３は、条例７条２号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

審査請求人は、本件非開示情報３が同号ただし書ハに該当する旨主張しているが、通達の趣旨を踏まえて審査会が検討したところ、本件非開示情報３は、いずれも休職となった特定の消防団員の身分の取扱いに関する情報であると認められることから、同号ただし書ハには該当しない。

また、その内容及び性質から、同号ただし書のイ及びロにも該当しない。

したがって、本件非開示情報３は、条例７条２号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

(d) 本件非開示情報4の非開示妥当性について

審査会が本件非開示情報4を見分したところ、指導の対象となった特定の消防団員に対する指導及び連絡の経過並びに当該指導等に対する消防団員の対応について記載されていることが確認された。

また、実施機関の説明によると、本件対象公文書2は特別区の消防団員に対する団員報酬及び費用弁償の支給事務処理を適正に進めるため、特別区内の各消防署において、活動未実施団員を四半期ごとに抽出し、当該活動未実施団員の面談を行うなどして、「活動していない理由」、「消防団活動への意欲の有無」、「消防団員を継続していく意志の有無」等を確認し、その結果を記載するものであるとのことである。

このことから、本件対象公文書2の「指導内容」欄及び「備考」欄には、指導者である消防団員が、一定期間消防団員としての活動をしていなかった活動未実施団員から、当該活動をしていなかった理由、今後の活動の継続意志の有無等について聴取し、必要な指導を行った結果及びその経緯が記載されるものであり、これらの記載内容については、当該活動未実施団員の仕事の都合、私生活上の諸事情等に関する情報に及ぶものであると認められる。

よって、当該各欄に記載されている本件非開示情報4は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、条例7条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

審査請求人は、本件非開示情報4が同号ただし書ハに該当する旨主張しているが、通達の趣旨を踏まえて審査会が検討したところ、本件非開示情報4は、いずれも休職となった特定の消防団員の身分の取扱いに関する情報であると認められることから、同号ただし書ハには該当しない。

また、その内容及び性質から、同号ただし書イ及びロにも該当しない。

したがって、本件非開示情報4は、条例7条2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

(e) 本件非開示情報5の非開示妥当性について

審査会が本件非開示情報 5 を見分したところ、実施機関において追給を受けた特定の消防団員を識別するために記載された団員番号が記載されており、当該情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められ、条例 7 条 2 号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

審査請求人は、本件非開示情報 5 が同号ただし書ハに該当する旨主張しているが、通達の趣旨を踏まえて審査会が検討したところ、本件非開示情報 5 は、追給の対象となった特定の消防団員の団員番号であることから、当該消防団員にとって、「その担任する職務を遂行する場合におけるその情報」であるとは認められず、同号ただし書ハには該当しない。

また、その内容及び性質から、同号ただし書イ及びロにも該当しない。

したがって、本件非開示情報 5 は、条例 7 条 2 号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

(f) 本件非開示情報 6 の非開示妥当性について

審査会が本件非開示情報 6 を見分したところ、消防団員に支給される正規の報酬額、追給前に実際に支給された報酬額及び追給額が記載されていることが確認された。

実施機関は、本件非開示情報 6 に記載された報酬等の金額は、階級ごとに定められていることから、当該情報を公にすることにより、当該報酬を支給された消防団員の階級が明らかになる旨説明している。

これを踏まえて、審査会が特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を確認したところ、前記アのとおり、階級ごとに報酬の年額が定められており、本件非開示情報 6 を公にすることになると、実施機関が説明するとおり、追給を受けた特定の消防団員の階級が明らかとなると認められた。

これらのことを踏まえると、本件非開示情報 6 を公にすることになると、実施機関が説明するように、追給を受けた時期、追給理由等の情報と照合することにより、特定の個人を識別される可能性があるものと認められ、当該情報は、条例 7 条 2 号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

審査請求人は、本件非開示情報6が同号ただし書ハに該当する旨主張しているが、通達の趣旨を踏まえて審査会が検討したところ、本件非開示情報6は、いずれも特定の消防団員に対する消防団員報酬について記載されているものであり、これらの情報は、当該消防団員にとって、「その担任する職務を遂行する場合におけるその情報」であるとは認められず、同号ただし書のハには該当しない。

また、その内容及び性質から、同号ただし書イ及びロにも該当しない。

したがって、本件非開示情報6は、条例7条2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

(g) 本件非開示情報7の非開示妥当性について

審査会が本件非開示情報7を見分したところ、当該情報には、〇〇消防署及び〇〇消防団の複数の担当者が特定の消防団員と行った連絡の内容、措置等が詳細に記載されていることが確認された。

審査会が検討したところ、本件非開示情報7は、当該消防団員が休職扱いとされた理由、経緯等に関する情報であって、実施機関が説明するとおり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められることから、本件非開示情報7は、条例7条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

審査請求人は、本件非開示情報7が同号ただし書ハに該当する旨主張しているが、通達の趣旨を踏まえて審査会が検討したところ、本件非開示情報7は、いずれも特定の消防団員が休職とされた経緯等について記載されているものであり、これらの情報は、当該消防団員の身分の取扱いに関する情報であると認められることから、同号ただし書ハには該当しない。

また、その内容及び性質から、同号ただし書イ及びロにも該当しない。

したがって、本件非開示情報7は、条例7条2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

(h) 本件非開示情報8の非開示妥当性について

審査会が本件非開示情報8を見分したところ、休職とされた特定の消防団員に対する連絡等を行った職員の氏名並びに実施機関の職員及び消防団員が担当する職務の名称（以下「本件担当職務名」という。）が記載されていることが確認された。

審査会が検討したところ、本件非開示情報8のうち、職員の氏名については、条例7条2号本文に該当し、いずれも消防司令以下の職員の氏名が記載されているとのことであるから、前記（b）と同様の理由により、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、非開示が妥当である。

一方、本件担当職務名について、それ自体が特定の個人を直接識別することができる情報であるとは認められないところ、実施機関は「担当職務等」と表した上で、他の情報と照合することにより、消防団員を含む特定の実施機関の職員を識別することができる旨説明している。

そこで、審査会は、本件各対象公文書を改めて見分し、本件担当職務名と他の情報との照合による個人識別性について検討したところ、本件各対象公文書には、本件担当職務名と照合することにより、特定の個人を識別することができる他の情報が記載されているとは認められなかった。

また、審査会が、実施機関の公表している消防団のホームページを確認したところ、特別区における消防団の事務について、特別区内の各消防署で行う旨記載されていたが、本件担当職務名と照合することにより特定の個人を識別できると認められる具体的な担当職務に関する記載を確認することはできなかった。

したがって、本件非開示情報8のうち、別表3に掲げる部分については、他の情報と照合したとしても、特定の個人を識別することができるものであるとは認められないことから、条例7条2号に該当せず、開示すべきである。

なお、審査請求人は、審査請求書及び反論書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、實金 敏明

別表1 本件開示請求

開示請求の内容	
<ul style="list-style-type: none"> 〇〇消防団において休職若しくは団員としての資格を便宜停止（給与等の支払いを停止しているものを含む。以下同じ。）している団員について、休職している者については本人若しくは所属分団長等からの休職の申し出（口頭、書面、電話、電子メール等手段は問わない。）、団員としての資格を便宜停止している者については団本部・所属分団等での団員としての資格を便宜停止するに至る認定の事実が分かる公文書一式（令和〇年〇月〇日以降のもの） 〇〇消防団において休職若しくは団員としての資格を便宜停止した者で、団員本人から休職若しくは団員としての資格を便宜停止について、異議や弁明（口頭、書面、電話、電子メール等手段は問わない。）を申し立てられた事実及びそれを受けてとった措置等が分かる公文書一式（令和〇年〇月〇日以降のもの） 	

別表2 本件対象公文書及び本件非開示情報

本件対象公文書		本件非開示情報	
1	消防団員の異動報告書 (令和〇年〇月〇日付け) 外5件	1	分団欄の分団名、階級欄の階級名及び異動年月日欄の日付
		2	氏名欄の個人名
		3	種別欄及び備考欄
2	消防団員指導記録	2	指導対象者欄及び指導者欄の個人名
		4	指導内容欄及び備考欄の記載の全部
3	消防団員報酬・費用弁償追給 計算通知書	2	氏名 団員番号欄の個人名
		5	氏名 団員番号欄の団員番号
		6	報酬欄及び合計金額欄の金額
4	時系列関係	1	題目の分団名
		2	題目の個人名
		7	内容欄の記載内容（個人名を除く。）
		8	対応者欄

別表3 開示すべき部分

本件対象公文書		開示すべき部分	
4	時系列関係	本件非開示情報8	対応者欄のうち、職員の氏名を除く部分